

鹿児島県立短期大学研究活動の不正行為防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、鹿児島県立短期大学（以下「本学」という。）における研究活動の不正行為（以下「不正行為」という。）の防止、調査等について必要な事項を定め、もって本学における研究活動の公正性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用、またその行為における証拠隠滅
ア 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること
イ 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
ウ 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること
- (2) 研究実績における論文の公表や数等の虚偽申請
- (3) 研究費の不正使用（目的以外の流用）など法令や関係規則の違反
- (4) 前各号以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

(責任体制)

第3条 学長は、本学の管理運営における最終責任を負う最高管理責任者として、不正行為の防止等に努めなければならない。

- 2 学長を補佐し、不正行為の防止等について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括責任者に事務局長を充てる。
- 3 学内における不正行為の防止等について実質的な責任と権限を持つ者として地域研究所長を充てる。
- 4 学長は、統括責任者及び地域研究所長が責任を持って本学における不正行為の防止等が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 5 地域研究所長は、公的研究費に関わる研究員及び事務職員に対し、不正行為の防止等及び研究者倫理向上のため、啓発その他必要な研修等を行わなければならない。

(委員会の設置)

第4条 不正行為の防止、調査等のため、不正行為の防止に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 不正行為の防止及び対策等に関する事項
- (2) 不正行為の調査及び解決に関する事項
- (3) その他不正行為に関する事項

(構成)

第6条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 事務局長
- (2) 地域研究所長
- (3) 学長が推薦する者若干名

(任期)

第7条 前条第3号に定める者の任期は2年以内とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長)

第8条 委員会の委員長は事務局長とする。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、事務局長が指名した者がその職務を代行する。

(不正行為に関する告発等受付窓口)

第9条 不正行為に関する告発等を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という。）を事務局総務課に置く。

2 受付窓口における責任者は、事務局次長とする。

3 受付窓口の責任者は、告発者に対し誠実に対応し、告発の内容を委員長へ報告する。

(告発等の取扱い)

第10条 受付窓口に対する告発の方法は、書面、FAX、電子メール、面談によるものとする。

2 前項の告発は原則として、顕名により行われるものとし、不正行為を行ったとする研究者、グループ名、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的な根拠が示されなければならない。

3 不正行為が行われようとしているなどの告発等に対しては、受付窓口の責任者は、その内容を確認・精査し、委員長に報告する。

(告発者・被告発者の保護)

第11条 悪意に基づく告発を防止するため、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、告発者の氏名の公表、懲戒処分又は刑事告発を行う場合があることを学内外に周知するものとする。

2 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に告発者に対し、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。

3 相当な理由なしに、単に告発されたことのみをもって、被告発者の研究活動を全面的に禁止したり、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。

(予備調査会)

第12条 委員会は、告発がなされた場合には不正行為が行われた可能性及び事実確認を行うため、その都度予備調査会を設置することができる。

2 予備調査会の委員は、委員長が指名する。ただし、公開しないものとする。

(予備調査会の任務)

第13条 予備調査会は、告発がなされた内容が行われた可能性及び告発の内容について調査を行う。

2 前項による予備調査結果は、ただちに委員長へ報告するものとする。

3 予備調査の結果、委員長が本格的な調査が必要であると判断した場合は、30日以内に本調査を開始しなければならない。

4 委員長は、告発者に対して、告発の内容についての予備調査会の結果を伝えるものとする。

(本調査委員会)

第14条 委員会は、委員長から要請があった場合は、その都度本調査のための本調査委員会を設置する。

2 本調査委員会の委員は、委員長が推薦し、委員会が承認する。

3 本調査委員会委員長は、委員長が指名する。

4 告発者若しくは被告発者と直接利害関係のある（不正行為を指摘された研究が論文ど

の成果を得ることにより特許や技術移転等に利害関係がある)者は、本調査委員会委員から外すものとする。

5 本調査委員会は、必要により告発事項に関する学外の専門家の意見を求めることができる。

6 委員長は、本調査の開始を監督官庁等関係機関へ報告し、教授会に通知する。

(本調査委員会の任務)

第 15 条 本調査委員会は、調査にあたり告発事項の関係者に対し事情を聴取し、また、研究ノート等の関係書類を調査することができる。

2 告発事項の関係者は、本調査にあたり全面的に協力しなければならない。

3 本調査委員会は、調査にあたり証拠隠滅等の防止上必要な場合は、関係する研究室、実験室等の立ち入りを禁止するほか、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。

4 本調査委員会は、調査に当たり被告発者に対して調査の開始を通知しなければならない。ただし、告発者が特定されないように配慮を行う。

5 本調査委員会は、本調査結果をただちに委員長へ報告するものとする。

(審議・認定)

第 16 条 委員会は、本調査の結果に基づき不正行為の有無について審議し、認定を行う。

2 委員会は、審議・認定に際しては、必要に応じて本調査委員会委員を出席させることができる。

3 委員会は、認定に際しては、被告発者に説明を行い、否認する場合は、30 日以内に書面又は口頭による異議申立ての機会を与える。

(報告)

第 17 条 委員会は、審議内容、審議方法及び認定結果等について、学長へ報告するとともに、不正行為があると認定した場合は、鹿児島県の内部規程に基づく懲戒処分の内容を学長に勧告することができる。

2 委員会は、本調査の結果を監督官庁等関係機関及び教授会に報告し、関係事項について協議するものとする。

3 委員長は、告発者に対して、告発内容についての認定結果を伝えるものとする。

(守秘義務)

第 18 条 この規程に関わる委員、予備調査会委員、本調査委員会委員、受付窓口関係者、その他手続において関係する者は、個人情報保護のために、職務上知り得た情報を他に漏らしたり、私事に利用してはならない。

2 前項の定めにもかかわらず、職務上知り得た情報を意図して他に漏らしたり、私事に利用した場合は、鹿児島県の内部規程に基づく懲罰処分等を行う。

(庶務)

第 19 条 委員会、予備調査会、本調査委員会の事務は、事務局総務課が行う。

(補則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、令和 4 年 6 月 10 日から施行する。